

新型コロナウイルス感染症における出席停止の扱いについて

新型コロナウイルス感染症予防のため、下記のいずれかに該当する場合は、該当する児童・生徒を一定期間出席停止とします。出席停止期間中は、該当児童・生徒を十分に休養させ、体調等の経過観察をしていただきますようお願いいたします。

出席停止期間終了後、「登校許可証明書」を保護者記入・捺印のうえ、学校に提出してください。また、出席停止中も「健康チェックシート」に検温等の記録を残していただきますようお願いいたします。

1. 新型コロナウイルス感染症と病院で診断されたとき
2. 病院受診後、新型コロナウイルス感染症ではないと診断されたが、自宅で休養した場合
3. 風邪の症状※1（発熱・咳、強いだるさ等）などがみられ、自宅で休養した場合
4. 登校後発熱等の風邪症状がある場合（公共交通機関は利用せず、原則保護者のお迎えをお願いします）
5. その他保健所が必要と認める場合等（濃厚接触者としての扱いで欠席せざるを得なかった場合等）
6. 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や、基礎疾患等のある児童生徒が感染予防のため欠席する場合（主治医に相談の上、登校の判断を仰ぐ）
7. 同居家族に新型コロナウイルス感染症と診断された、または風邪症状があることを理由に欠席する場合
8. 感染症対策のため自主的に欠席する児童生徒で、保護者から連絡があった場合
9. その他 理由（ \_\_\_\_\_ ）

【出席停止期間について】

発熱等の風邪症状で欠席した場合、症状が快癒した翌々日までが「出席停止」となります（発熱または症状が消失した日を0日と数えて3日目から登校可）。

【症状が無くなった後2日間の考え方】

日数	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
症状の経過	発熱等あり	解熱または症状消失	平熱 (体調良好)	平熱 (体調良好)	登校可 (平熱・体調良好)
	有症状日	症状快癒日	起算第1日	起算第2日	

※高熱、強いだるさや息苦しさ、味覚・嗅覚異常がある場合は、保健福祉事務所に設置された相談窓口にご相談するようにしてください。

※1 風邪の症状とは、発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻水、鼻閉、頭痛、関節筋肉痛、下痢、嘔吐、吐き気などです。